

宇部市新庁舎広告付デジタルサイネージ設置業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

建設中の宇部市新庁舎 1 期棟の 1 階ロビーに来庁者の利便性と市民サービスの向上を目的とした広告付デジタルサイネージの設置を計画しており、その設置事業を行う事業者を特定することを目的とする。

2. 事業概要

(1) 業務名

宇部市新庁舎広告付デジタルサイネージ設置業務（以下「本業務」という。）

(2) 設置場所

宇部市常盤町一丁目 7 番 1 号

宇部市新庁舎 1 期棟 1 階ロビー（配置図を参照）

(3) 業務期間

運用開始日から令和 9 年 3 月までとする。

ただし、市と事業者間で合意したときは、期間を延長することができるものとする。

(4) 業務内容

「宇部市新庁舎広告付デジタルサイネージ設置業務仕様書」のとおり

(5) 費用負担

① 事業に係る費用

サイネージの製作、設置、維持管理（電気料金、通信費含む）、移設及び撤去等に要する一切の費用は受託者の負担とする。

② 広告料

広告料の一部を市に納入すること。（金額は提案による）

③ 使用料

免除する。（事業者は「行政財産使用許可申請書」及び「行政財産使用料減免等申請書」を市に提出すること。）

3. 担当課（事務局）

〒755-8601 山口県宇部市常盤町一丁目 7 番 1 号

宇部市 都市整備部 新庁舎建設課

電話番号 0836-34-8200（直通）

FAX番号 0836-22-6064（直通）

電子メール chosha@city.ube.yamaguchi.jp

4. スケジュール

実施内容	日程
プロポーザル開始の公告（受付開始）	令和 4 年 1 月 21 日（金）
質問受付期限	令和 4 年 1 月 26 日（水） 17 時
質問回答予定日	令和 4 年 1 月 28 日（金）

参加表明書・企画提案書等提出期限	令和4年2月4日（金）17時
特定・非特定結果通知	令和4年2月10日（木）＜予定＞
契約手続き	令和4年2月中旬

5. 参加資格要件

参加者は、次の要件をすべて満たしていること。

- (1) 令和3年11月1日現在、宇部市の競争入札（見積）参加資格者名簿に登録があること。
- (2) 公募開始日から契約締結日までの間において、宇部市の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 公募開始時点において国又は地方公共団体の庁舎で広告付デジタルサイネージ設置業務（同種業務）を実施していること。

6. 質問及び回答

- (1) 提出期限 令和4年1月26日（水）17時 厳守
- (2) 提出先 1ページ目の「3. 担当課（事務局）」と同じ
- (3) 提出方法 質問書（様式第1号）により電子メール又はFAXにて受け付ける。
※必ず電話で受信等の確認を行うこと。
- (4) 回答方法 令和4年1月28日（金）までに質問者に対して電子メールで回答するとともに本市ウェブサイトに掲載する。なお、質問した参加者名は公表しない。

7. 参加表明書・企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和4年2月4日（金）17時 厳守
※提出後の差替え及び追加資料の提出は認めない。
- (2) 提出先 1ページ目の「3. 担当課（事務局）」と同じ
- (3) 提出方法 原則、郵送による。（極力、持参しないこと）
※「12. その他」の（3）に留意し、提出期限までに必着のこと。
- (4) 提出書類 ※提出書類を綴る場合は、製本せず、クリップ留めとすること。
 - ① 参加表明書（様式2）・・・1部
 - ② 会社概要（パンフレット等）・・・7部
 - ③ 業務実績調書（様式3）・・・7部
 - ④ 企画提案書（任意様式、表紙のみ様式有り※様式4）・・・7部
※A4左綴じで、5ページ以内（表紙は含めない）とし、ページ数を付すこと。
なお、必ずしも提案項目毎にページを分ける必要はないが、項目番号順に記載すること。
※文字のサイズは、10.5ポイント以上とすること。（ただし、必要な注記、ふりがな及び掲載図等の記載文字は除く。）
※提出者を特定することができる内容（具体的な社名等）を記載しないこと
 - ⑤ 見積書（任意様式）・・・7部
※広告料収入見込額、インシヤルコスト、ランニングコスト及び提案価格（市に納入する広告料）の内訳を記載すること。

※見積対象期間は、令和4年5月から令和9年3月までとする。

※電気料は実費負担として見込むこと。

(5) 企画提案書の項目

- ① 設置する機器の仕様・特徴（パネル構成・サイズを含む）
- ② システムの操作方法
- ③ 来庁者の利便性や市民サービスの向上に寄与すると考える独自のコンテンツ
- ④ 運用管理体制（障害発生時、問合せ時、点検時等）
- ⑤ 費用に対する考え方（広告料収入見込額とイニシャルコスト及びランニングコストの関係等）

8. 受託候補者の特定方法

提出された企画提案書等を本市が設置する「宇部市新庁舎広告付デジタルサイネージ設置業務プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において審査し、最も優れた提案を行ったと判断された事業者を受託候補者として特定する。

なお、審査は提出書類の内容のみで行い、プレゼンテーション及びヒアリング審査は実施しない。

9. 評価項目及び評価基準、配点

(1) 企画提案書の内容に関する評価は、次の評価項目及び評価基準により行う。

【評価基準】

評価項目		評価基準	配点
業務実績	業務実績調書 (様式3)	本業務と同種業務を豊富に実施しているか。	10
企画提案	企画提案書 見積書 (様式任意)	文字サイズや配色、設置機器の安全性など来庁者に配慮し、また誰もが操作しやすい仕様となっているか。	10
		市政情報、観光情報等の配信、更新方法が分かりやすいものとなっているか。	10
		来庁者の利便性や市民サービスの向上に寄与する提案となっているか。	10
		緊急時の対応や保守体制が十分に整っているか。	5
		市に納入する広告料を相対的に評価する。	5
評価点合計			50

(2) 企画提案書等の評価方法

審査委員会において、書類審査し、各委員の評価点を合計した総評価点数により評価する。

10. 受託候補者の特定

(1) 優先交渉権者及び次点交渉権者

- ① 各委員が付けた評価点の合計が最も高い者から順位付けを行い、評価の合計点が最上位であるものを優先交渉権者、二番目に高かった者を次点交渉権者として特定する。

優先交渉権者及び次点交渉権者に対しては、「特定通知書」によりその旨を通知する。

特定されなかった提案者に対しては、「非特定通知書」によりその旨と理由を通知する。

なお、非特定通知書を受け取った提案者は、通知をした日の翌日から起算して7日（土曜、日曜、祝日を除く。）以内に、書面を郵送することにより、非特定理由について説明を求めることができる。市は、回答を書面で行うものとする。

- ② 評価点が高点の場合は、提案価格で高価な金額を提示した者を上位とする。

※ 総合評価点が高点の6割以下の事業者は、優先交渉権者及び次点交渉権者に特定しない。

(2) 契約締結交渉

審査委員会において、優先交渉権者に特定された提案者と市は契約交渉を行う。

なお、契約交渉が不調のときは、次点交渉権者と契約交渉を行う。

(3) 結果の公表

審査委員会における審査結果については、本プロポーザル手続の完了後に本市ウェブサイトにて公表するものとする。

11. その他

- (1) 一の参加者が複数の企画を提案することは認めない。
- (2) 企画提案書等の作成・提出等に要する費用は、その一切を応募者の負担とする。
- (3) 書類の提出については、配達記録郵便の利用又はFAXもしくは電子メールの着信確認を電話で行う等の対策を講じること。不達及び遅配を原因とする応募者の不利益が生じても、本市は一切の責任を負わない。
- (4) 提出された企画提案書等の著作権は応募者に帰属するが、本市が本プロポーザル手続及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、複製、記録及び保存を行うことがある。
- (5) 提出書類の返却は行わない。
- (6) 提出書類に虚偽の記載があった場合、提出書類を無効とする。
- (7) 本業務の内容は、本市が定める契約書のほか仕様書等に基づくが、企画提案書等に記載された内容のうち、本市が必要と判断する場合は仕様書に反映する。
- (8) 契約締結後、デジタルサイネージを設置する前には行政財産の使用許可申請を行うこと。
- (9) 提出期限日以降の提案書等の差替え及び再提出は認めない。
- (10) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (11) 本要領に規定されていない事項が発生した場合の取扱いについては、審査委員会と事務局が協議し決定する。